

平成27年度 山形県商工業振興資金のご案内

県内企業の経営の安定や競争力の強化に必要な資金を融資し、本県商工業の振興と地域経済の活性化に資することを目的としています。山形県が金融機関に**融資原資の一部を預託**（産業立地促進資金は市町村と協調預託）することにより、**低利融資**を実現しています。

資金名	貸付対象者《融資を受けられる方》 県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者で以下の要件に該当する方	利率 (固定金利)	限度額 (運転資金の限度額)	期間(据置期間) 設:設備、 連:運転	設定機関	備考
産業活性化支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品、新サービスを提供するための設備投資を行う方 ・技術力・生産性の向上を図るための設備投資を行う方 ・省エネルギー化を図るための設備投資をする方 ・集客力を高めるための店舗整備を行う方 ・試験研究や新商品の開発を行う方 	1.8%	1億5千万円 (5千万円)	設15年(2年) 連7年(2年)	県(中小企業振興課)	【金利優遇(△0.2%)】 「山形いきいき子育て応援企業認定制度」で「実践(ゴ-ルト)企業」、「優秀(グ-イット)企業」の認定を受けた方又は「宣言企業」に登録し、平成26年度以降に女性を管理職に登用した場合(3人目まで)
地域産業振興特別資金	<ul style="list-style-type: none"> ① 「チャレンジ山形ファンド」の出資を受けた方 ・「食産業王国やまがた推進事業費補助金」を受けて事業を行う方 ・事業用建築物の耐震改修を行う方(☆)等 (詳細な要件は要綱及び要領をご参照ください) ② 自動車又は航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品等の生産設備を導入する方 ・「経営革新」の承認を受けて事業を行う方 ・新分野進出を行う方 (詳細な要件は要綱及び要領をご参照ください) 	①1.6% ②1.4%	2億円 (8千万円) ※左欄(☆)については、3億円(設備のみ)	設15年(2年) 連7年(2年)	県(中小企業振興課)	【金利優遇(△0.2%)】 ②の要件に加え、従業員20名以下(商業・サービス業は5名以下、ただし宿泊業・娯楽業は従業員数20名以下)の小規模企業者
中小企業トータルサポート貸付	③「新ものづくり補助金」、「ものづくり・サービス補助金」又は「中小企業トータルサポート補助金(やまがた地域産業応援基金の助成を含む。)」を受けて事業を行う方	③1.2%				
事業承継支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続が困難な事業者から事業資産等の譲渡を受け、県内において当該事業を承継する方 ・第二創業を行う方 ・後継者による経営権の集約を目的として、自社の株式を取得する方 ・中小企業経営承継円滑化法に基づき、経済産業大臣の認定を受けた方 	1.2%	2億円 (8千万円)	設15年(2年) 連7年(2年)	県(中小企業振興課)	
開業支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内で新たに中小企業者として開業する方 ② 廃業経験のある方で、廃業後5年以内に再起業に取り組む方 	①1.4% ②2.1%	①5千万円 ②1千万円	① 設15年(3年) ② 設10年(3年) ①②連7年(2年)	開業先の ・商工会 ・商工会議所	【金利優遇(△0.2%)】 ①の要件に加え、創業塾修了者、やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金を受けた方、女性、若者(30歳以下)、シニア(55歳以上)
観光振興資金	<ul style="list-style-type: none"> ① 観光施設の整備を行う方 ② 旅館・ホテルの改修を行う方 	1.6%	①1億5千万円 (5千万円) ②3億円 (設備のみ)	設15年(2年) 連7年(2年)	県(中小企業振興課)	
産業立地促進資金	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内の工業団地等に立地しようとする方 ② 県内に大規模な立地を行う方、又は県外企業(製造業又は山形県企業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地しようとする方に限る。)で県内に新たに立地する方 ③ 県内工業団地等に立地している方又は②を利用して大規模に立地した方であって増設・増築を行う方 	0.9%	20億円	15年(3年)	県(中小企業振興課)及び立地先の市町村	・立地先市町村の認定が必要 ・県外企業・大企業でも利用可能
環境保全促進資金	産業廃棄物処理施設を整備する方	1.8%	3億円 (5千万円)	設15年(2年) 連7年(2年)	県(中小企業振興課)	
小規模企業資金	従業員20名以下(商業・サービス業は5名以下)の小規模企業者(宿泊業・娯楽業は従業員数20名まで小規模企業者) ① 県特…原則として無担保 ② 特別小口…無担保・無保証人 ③ 小口零細…保証付き融資残高が1,250万円以下の方(原則として無担保)	①2.1% ②③ 2.0%	①2千万円、 ②1,250万円 ③1,250万円※ ※既存の保証付融資残高を含む	設7年(2年) 連7年(2年)	信用保証協会	①②は商工会議所若しくは商工会又は市町村の意見書が必要
経営安定資金	<ul style="list-style-type: none"> ① 最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少し、経営に支障をきたしている方 ② 取引先・他社の倒産等により、経営に支障をきたしている方 ③ 「指定業種」を営んでおり、最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少し経営に支障をきたしている方 ④ 局地的な災害により被害を受け、経営に支障をきたしている方 	1.8%	①②③ 8千万円 (運転のみ) ④8千万円 (8千万円)	①②③ 7年(2年) ④ 設10年(2年) 連10年(2年)	①②③ 商工会・ 商工会議所 ④ 県(中小企業振興課)	・③の「指定業種」とは、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき経産大臣が指定した業種(中企庁HPで確認できます) ・④の「局地的災害」とは、山形県内で発生した災害で、県が指定したもの(平成27年4月1日現在、指定災害はありません)
地域経済変動対策資金	原材料価格高騰の影響により、売上高又は売上総利益が前年同期に比べ減少し、かつ売上高に対する「売上原価」の割合が前年同期に比べ増加し、経営に支障をきたしている方	1.8%	5千万円 (運転資金)	10年(2年)	県(中小企業振興課)	【取扱期間】 平成27年4月1日～県が別途指定する日